

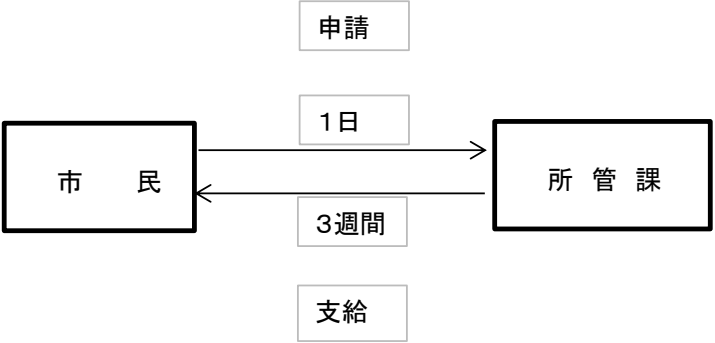
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 86

処 分 名	葬祭費の支給	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、審査基準に適合した場合に支給する。	
根 拠 法 令 名	松山市国民健康保険条例(昭和35年条例第19号)	
条 項	第7条の2第1項	
所 管 課	国保・年金課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		3週間
標 準 処 理 期 間		計 3週間
判 断 基 準	松山市国民健康保険条例第7条の2第2項の基準に基づく。 【根拠法令等】 松山市国民健康保険条例 第7条の2 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対し葬祭費として20,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。